

試験研究用等原子炉設置者である東芝エネルギーシステムズ株式会社の株式会社東芝への合併認可申請の概要について

(1) 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 東芝エネルギーシステムズ株式会社
住 所 神奈川県川崎市幸区堀川町 72 番地 34
代表者の氏名 代表取締役社長 島田 太郎

名 称 株式会社東芝
住 所 神奈川県川崎市幸区堀川町 72 番地 34
代表者の氏名 代表取締役 島田 太郎

(2) 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

(東芝臨界実験装置)

名 称 東芝エネルギーシステムズ株式会社 原子力技術研究所
所在地 神奈川県川崎市川崎区浮島町 4 番 1 号

(東芝教育訓練用原子炉)

名 称 東芝エネルギーシステムズ株式会社 研究炉管理センター
所在地 神奈川県川崎市川崎区浮島町 4 番 1 号

(3) 合併により試験研究用等原子炉施設並びに核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物を一体として承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 株式会社東芝
住 所 神奈川県川崎市幸区堀川町 72 番地 34
代表者の氏名 代表取締役 島田 太郎

(4) 合併の方法及び条件

吸収合併であり、株式会社東芝が吸収合併存続会社で東芝エネルギーシステムズ株式会社が吸収合併消滅会社である。株式会社東芝は、以下の点を確保する。

1. 試験研究用等原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと
2. 試験研究用等原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があり、かつ、試験研究用等原子炉の運転を適確に遂行するに足る技術的能力があること
3. 試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制が原子

力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること

(5) 合併の理由

エネルギー事業を担う東芝エネルギーシステムズ株式会社を株式会社東芝に統合することで、事業部門と本社の最適な協働体制を構築し、東芝グループの企業価値向上を図るため。

(6) 合併の時期

令和 8 年 4 月 1 日（会社法第 750 条で規定する登記の日）